

平成19年度 税制改正の概要

2007年4月 蛭澤毅税理士事務所

1 . 減価償却制度

残存価額の廃止

平成19年4月1日以降取得する減価償却資産について、残存価額を廃止する。

ポイント！ 250%定率法とは？

残存価額の廃止により、定率法の償却率は定額法の償却率の2.5倍とする方法をいう。今後、定率法の償却率はこの割合となる。

償却可能限度額の廃止

(イ) 平成19年4月1日以降取得する減価償却資産については、耐用年数経過時点において、1円(備忘価額)まで償却できる。

(ロ) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で均等償却する。

2 . 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税の特例

推定相続人の一人が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に、取引相場のない株式等の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは、非課税枠を2,500万円から3,000万円と増額し、贈与者の年齢要件も60歳に引下げる。

ポイント！ 相続時精算課税とは？

生前に財産の移転を行い易くするために設けられた制度。65歳以上の親から、その相続人である子供に財産を贈与した場合、贈与税の基礎控除110万円に代えて、2,500万円の非課税枠を設け、非課税枠を超えた部分には、超えた金額に一律20%の税率で課税するというものです。

3 . 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

既存の住宅借入金控除との選択適用により、住宅を取得等して平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合には、次の割合の控除を受けられる。

居住年	控除期間	住宅借入金の年末残高	適用年・控除率
平成19年	15年間	2,500万円以下の部分	1年目から10年目まで0.6%
			11年目から15年目まで0.4%
平成20年	同上	2,000万円以下の部分	同上

4. 上場株式等の配当等に係る軽減税率

上場株式等の配当等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例及び上場株式等の譲渡所得の軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例の適用期限を1年延長する。

5. 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

住宅のバリアフリー工事を行って借入金(償還期間が5年以上)を有する場合には、所得税について税額控除を行う特例を創設した。

ポイント！ (1)バリアフリー工事とは？

自宅について 廊下の拡幅、手すりの設置、屋内の段差の解消などの工事に要した金額が30万円を超えるものをいいます。

(2)対象者は？

50歳以上の者

介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者

障害者である者

上記 若しくは に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

居住時期	控除期間	借入金残高	控 除 率
平成19年4月1日 ～平成20年12月 31日	5年間	1,000万円 以下の部 分	イ)バリアフリー改修工事の工事費用相当部分 (200万円を限度)・・・2%
			ロ)イ以外の工事費用相当部分・・・1%

6. 電子申告控除

電子証明書を取得した個人が、平成19年分または平成20年分の所得税の納税申告書を電子申告した場合には、所得税額から5,000円を控除する。

ポイント！ (1)納税者が自ら電子証明書を取得した場合に限定されているので、税理士に申告を依頼した場合には控除の対象にならない。

(2)平成19年分又は平成20年分のどちらかの年度で1回だけの控除なので、19年に控除を受けた場合には20年には控除が受けられない。

7. リース取引(所有権移転外ファイナンスリース)の税務処理について

所有権移転外ファイナンスリース取引(リース期間終了時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で、賃借人に譲渡されるもの等の要件に該当しないもの)は、売買取引とみなす。

ポイント！ (1)リース資産の減価償却方法は、リース期間定額法(償却期間はリース期間とし、残存価額はゼロとする定額法)とする。

(2)平成20年4月1日以後に締結するリース契約について適用する。

8. 特殊支配同族会社の役員給与税制について

上記の制度について、適用除外基準である基準所得金額を現行の800万円から1,600万円に引き上げる。

ポイント！ この改正は、平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用する。